

北海道等 30 道府県の国民保護計画の変更

平成 26 年 11 月 14 日の閣議において、以下 30 道府県の国民保護計画の変更について「政府としては、異議がない」旨を決定。

北海道、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県

- ・ 都道府県は、国民保護計画について、国民の保護に関する基本指針の変更や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて変更を行っており、計画の変更にあたっては、軽微な変更を除き、内閣総理大臣への協議が必要とされている。
- ・ 今般、30 道府県から計画の変更に関する内閣総理大臣協議の申し出があった。変更内容の概要は別紙のとおり。
- ・ 当該計画変更について、内閣官房を中心に関係省庁・関係都道府県と調整を行い、その内容について問題がないとされたことから、「政府としては、異議がないものとする」旨を閣議で決定。

**【本件連絡先】内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣参事官 加藤 雅広 電話 03-3581-8923**

北海道等30道府県の国民保護計画の変更概要

1 基本指針の変更に伴うもの

- 核攻撃等におけるスクリーニング及び除染の実施に関する事項【北海道など19道府県】
- 防災基本計画（原子力災害対策編）の修正や原子力災害対策指針の改正等を踏まえた武力攻撃原子力災害時の対応に関する事項【北海道など24道府県】
- 都道府県の区域を越えて避難する場合の避難先都道府県知事への事務の委託に関する事項【北海道など24道府県】
- 大規模集客施設等における避難対策の円滑化に関する事項【北海道など24道府県】
- 警報等の情報伝達の手段として Em-Net、J-ALERT を明記【北海道など23道府県】
- 現地調整所の設置に関する事項【徳島県など2県】
- 合同対策協議会への参加に関する事項【徳島県】
- 安否情報システムの利用に関する事項【北海道など2道県】

2 その他

- 都道府県国民保護対策本部等の体制の強化に関する事項【茨城県など11県】
- 他都道府県・関係機関との連携強化（広域応援協定等の締結）に関する事項【大阪府など4府県】
- 通信手段の拡充強化等に関する事項【岩手県など9県】
- 避難所運営における障害者等への配慮に関する事項【島根県】

など